

## (5) 地域社会等

### ① 公共施設等

調査対象区域には、図 4-1-11 に示すとおり、小学校が 2 箇所あるほか、専修・各種学校がある。その他には、病院が 1 箇所、保育所が 1 箇所あるほか、福祉関係施設、集会施設及びどんぐり広場・児童遊園地が数箇所ある。

また、調査対象区域には、図 4-1-12 に示すとおり、都市計画公園が 1 箇所ある。

出典)「学区別生活環境調査報告書」(名古屋市, 平成 10 年)

「病院名簿」(愛知県, 平成 19 年)

「愛知県の私立学校」(愛知県ホームページ)

「福祉施設等一覧」(愛知県ホームページ)

「暮らしの情報」(名古屋市ホームページ)

「ゼンリン住宅地図 名古屋市中村区・中川区」(株式会社ゼンリン)

「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ホームページ)

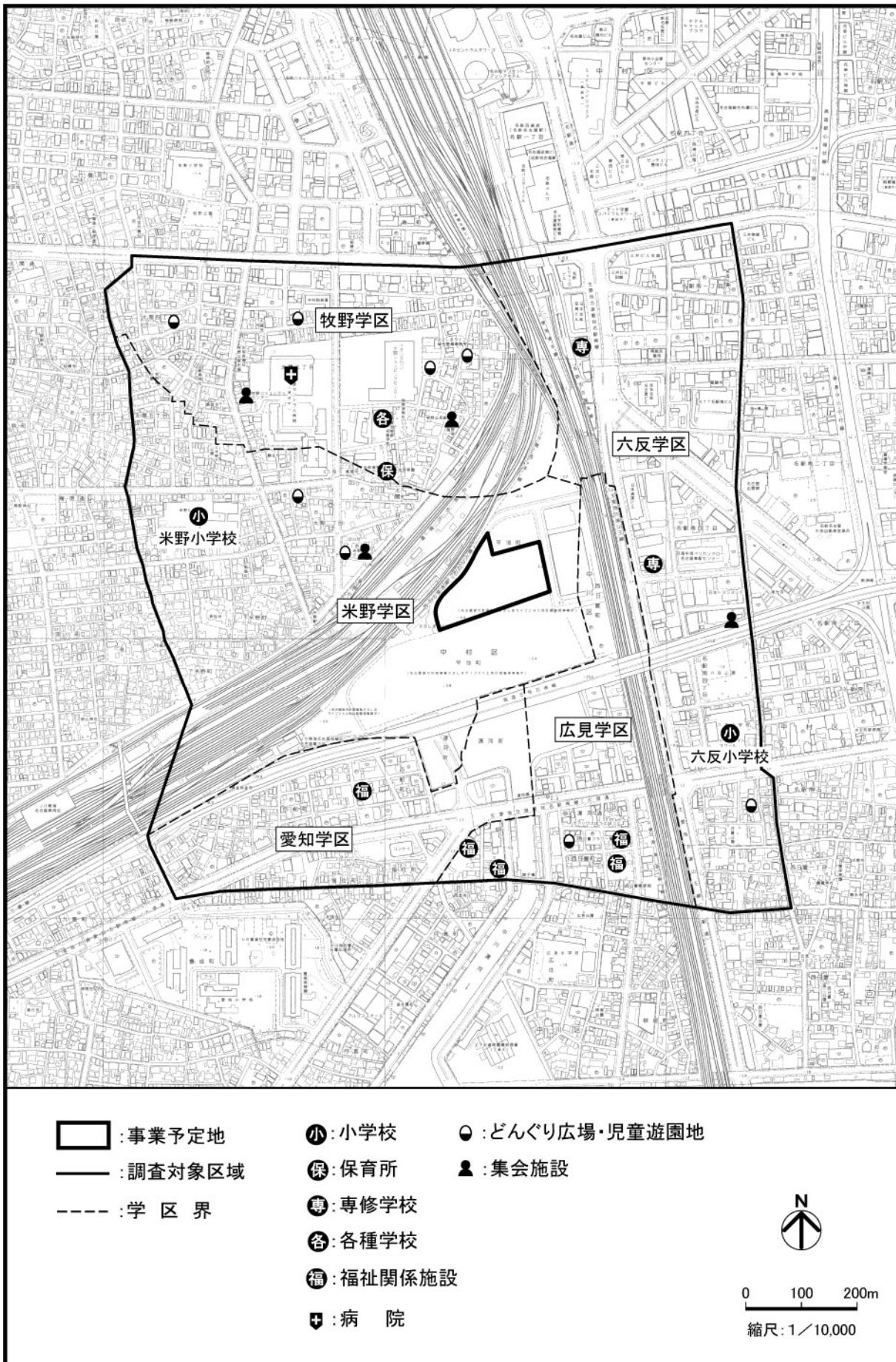


図 4-1-11 公共施設等位置図

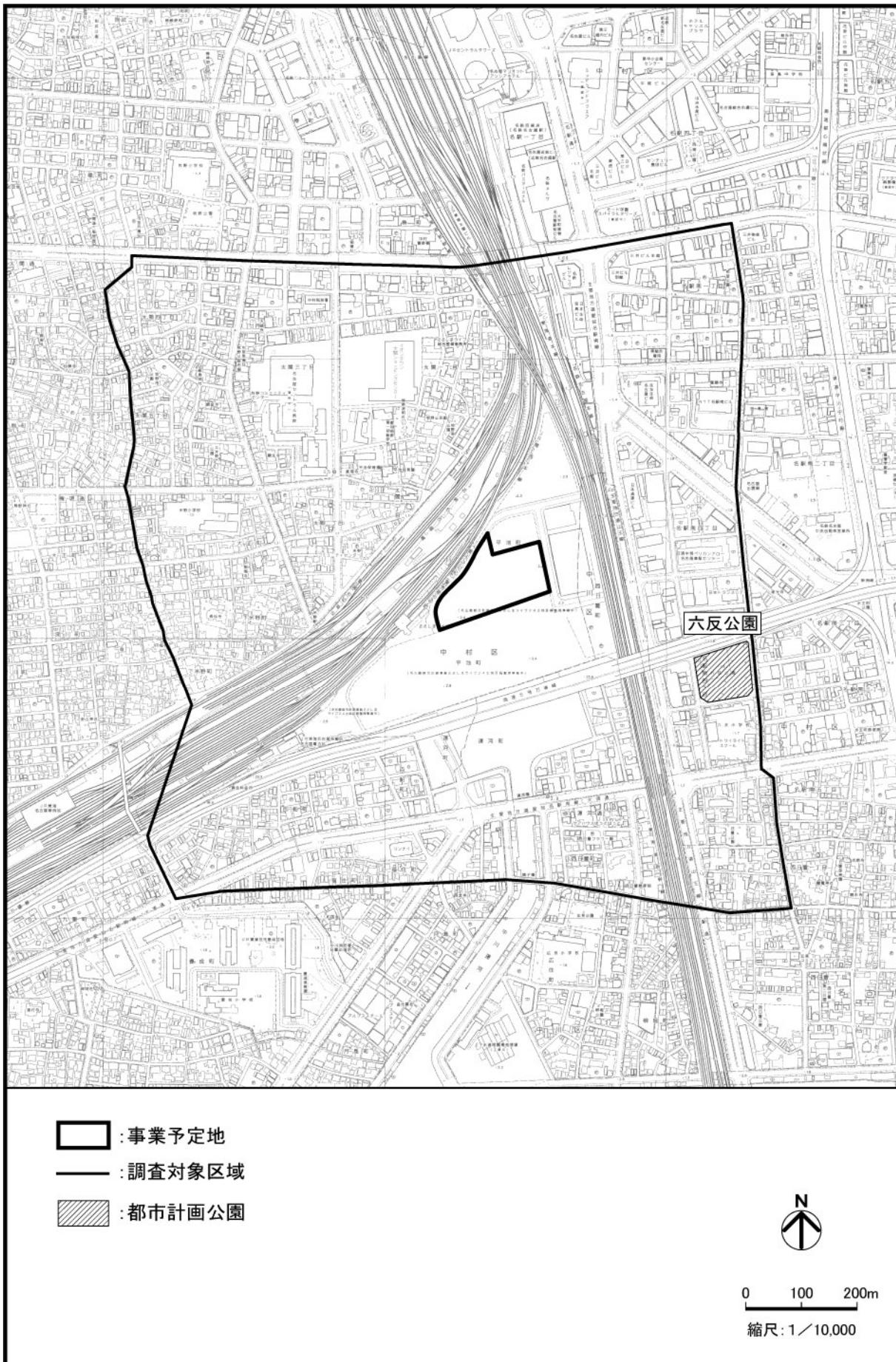


図 4-1-12 都市計画公園位置図

## ② 文化財等

調査対象区域には、国指定、愛知県指定、名古屋市指定及び名古屋市文化財調査委員会選定の文化財等は存在しない。

出典)「名古屋の史跡と文化財」(名古屋市, 平成 10 年)

## ③ 下水道等

名古屋市における上水道の給水普及率は 100.0% (平成 18 年 3 月 31 日現在)、公共下水道の人口普及率<sup>注)</sup> は 98.2% (平成 18 年 3 月 31 日現在) となっている。

調査対象区域の下水道については、全域で整備されている。

出典)「平成 18 年度版 名古屋市統計年鑑」(名古屋市, 平成 19 年)

## ④ 廃棄物等

名古屋市における平成 18 年度のごみ収集搬入量は 722,995 トンで、前年度と比べ約 0.4% 増加している。

平成 17 年度に名古屋市が収集したごみ収集量は、表 4-1-4 に示すとおりである。

中村区及び中川区のごみ収集量の構成は、名古屋市と比べると、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみについては、ほぼ同じ傾向を示しているが、環境美化収集（町美運動により集められたごみ等の収集）については、中村区の割合が 2 倍程度高くなっている。

また、中村区及び中川区の資源収集の割合は、名古屋市と比べると両区とも低くなっている。

出典)「事業概要 (平成 18 年度資料編)」(名古屋市, 平成 18 年)  
「ごみ量の推移」(名古屋市ホームページ)

表 4-1-4 ゴミ収集量 (平成 17 年度)

単位:トン

| 区分   | 可燃ごみ               | 不燃ごみ              | 粗大ごみ            | 資源収集              | 環境美化収集          | 合計                  |
|------|--------------------|-------------------|-----------------|-------------------|-----------------|---------------------|
| 名古屋市 | 383,618<br>(70.5%) | 61,411<br>(11.3%) | 9,995<br>(1.8%) | 86,085<br>(15.8%) | 2,996<br>(0.6%) | 544,105<br>(100.0%) |
| 中村区  | 25,936<br>(73.0%)  | 4,074<br>(11.5%)  | 549<br>(1.5%)   | 4,512<br>(12.7%)  | 472<br>(1.3%)   | 35,543<br>(100.0%)  |
| 中川区  | 37,458<br>(71.0%)  | 6,232<br>(11.8%)  | 858<br>(1.6%)   | 7,740<br>(14.7%)  | 439<br>(0.8%)   | 52,727<br>(100.0%)  |

注) (人口普及率) = (処理区域内人口) ÷ (行政区域内人口) × 100

## (6) 関係法令の指定・規制等

### ① 公害関係法令

#### 1) 環境基準等

##### (ア) 大気汚染 (資料－1 [資料編 p. 資-1] 参照)

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき、大気汚染に係る環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」(平成8年名古屋市条例第6号)に基づき、大気汚染に係る環境目標値が定められている。

##### (イ) 騒音 (資料－2 [資料編 p. 資-3] 参照)

「環境基本法」に基づき、騒音に係る環境基準が定められている。

##### (ウ) 水質汚濁 (資料－3 [資料編 p. 資-4～10] 参照)

「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」に基づき、水質汚濁に係る環境目標値が定められている。

##### (エ) 土壤汚染 (資料－4 [資料編 p. 資-11] 参照)

「環境基本法」に基づき、土壤の汚染に係る環境基準が定められている。

##### (オ) ダイオキシン類 (資料－5 [資料編 p. 資-12] 参照)

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づき、ダイオキシン類に係る環境基準が定められている。

#### 2) 規制基準等

##### (ア) 大気質 (資料－6 [資料編 p. 資-13～16] 参照)

「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)及び「愛知県生活環境保全条例」により、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙の排出許容限度を定めた排出基準、粉じんなどを発生する施設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作業についての基準、一定規模以上の工場・事業場に硫黄酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。

また、「名古屋市環境保全条例」により、一定規模以上の工場・事業場を対象に、窒素酸化物についての総量規制基準が定められている。

##### (イ) 騒音 (資料－7 [資料編 p. 資-17～20] 参照)

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。

また、同法第17条第1項に基づき、自動車騒音の限度が定められている。

#### (ウ) 振動 (資料－8 [資料編 p. 資-21～23] 参照)

「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号) 及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 16 条第 1 項に基づき、道路交通振動の限度が定められている。

#### (イ) 悪臭

「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号)に基づき、悪臭物質についての規制基準の設定及び規制地域の指定がされている。名古屋市では、法に基づき、市の全域を規制地域に指定するとともに、敷地境界線上においてアンモニア、メチルメルカプタン等の 22 物質の濃度規制基準を定めている。

さらに、アンモニアを始めとする 13 物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタンを始め 4 物質については排出水の敷地外における規制を行っている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、人間の嗅覚により悪臭の強さを判定する方法(官能試験法)を導入した「悪臭対策指導指針」(平成 15 年名古屋市告示第 412 号)を定めている。

#### (オ) 水質

「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)に基づき特定事業場からの排出水についての全国一律の排水基準が定められているほか、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」(昭和 47 年愛知県条例第 4 号)で、一部の項目について全国一律基準より厳しい上乗せ排水基準を定めている。

さらに、伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場(指定地域内事業場)から排出される化学的酸素要求量(COD)、窒素及び燐について、総量規制基準が定められている。

#### (カ) 地盤 (資料－9 [資料編 p. 資-24] 参照)

「名古屋市環境保全条例」に基づき、市の全域を地下水の採取を規制する必要がある「揚水規制区域」として指定するとともに、当該区域における揚水設備による地下水の採取には許可制を採用している。

なお、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)に基づく地下水揚水規制は、名古屋市港区及び南区の一部の地域であり、調査対象区域がある中村区及び中川区は、同法に基づく規制はなされていない。

## (キ) 土 壤

「土壤汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)において、「水質汚濁防止法」に基づく有害物質使用特定施設の使用の廃止時、または土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるときは、同法に基づく土壤汚染調査が必要となる。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、大規模な土地(3,000 m<sup>2</sup>以上)の改変時には、当該土地における過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査する必要がある。

## (ク) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、同法における特定施設からの排出ガス及び排水中のダイオキシン類について、排出基準が定められている。

## (ケ) 景 観

名古屋市は、平成 16 年 6 月に制定された「景観法」(平成 16 年法律第 110 号)に基づき、良好な景観形成の基準を示す「名古屋市景観計画」を平成 19 年 3 月に策定している。同計画により、名古屋市内全域は、建築行為等(景観計画で対象としているものに限る)を行う場合には「景観法」に基づく届出が必要となるとともに、景観上重要な建造物(景観重要建造物)等の指定などの「景観法」に基づいた各種制度を活用することができる区域(景観計画区域)に指定されている。

## (コ) 日 照 (資料-10 [資料編 p. 資-25~27] 参照)

調査対象区域内における事業予定地北側の用途地域は、第 2 種住居地域、準工業地域及び商業地域であり、「建築基準法」(昭和 25 年法律第 201 号)及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」(昭和 52 年名古屋市条例第 58 号)による日影の規制地域に該当する地域がある。

なお、本事業において建築する建築物は、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」(平成 11 年名古屋市条例第 40 号)における「中高層建築物」に該当するため、同条例に定める教育施設に対して、日影となる部分を生じさせる場合には、施設設置者との協議が必要となる。

## (サ) 緑 化 (資料-11 [資料編 p. 資-28~29] 参照)

「緑のまちづくり条例」(平成 17 年名古屋市条例第 39 号)に基づき、敷地面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の施設の新築においては、その敷地面積の 10 分の 2 以上を目途に緑化する必要がある。

## (シ) 地球温暖化

### a. 建築物環境配慮指針

「建築物環境配慮指針」(平成 15 年名古屋市告示 557 号)に基づき、建築主は建築物を建築するにあたり、地球温暖化その他の環境への負荷のための措置を講ずるよう努めなければならない。また、建築物環境配慮制度(CASBEE 名古屋)により、2,000 m<sup>2</sup>を超える建築物の建築主に対し、環境配慮の措置を記載した環境計画書の届出が義務付けられている。

### b. 地球温暖化対策指針

温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等として規則で定めるものを設置し、または管理している者は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化対策に関する事項を定めた計画書（以下、「地球温暖化対策計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。なお、地球温暖化対策計画書の作成は、「地球温暖化対策指針」（平成 16 年名古屋市告示 11 号）に基づくものとする。

## ② 廃棄物関係法令

### 1) 事業系廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）により、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、事業者の責任において適正に処理することが義務付けられている。また、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」（平成 4 年名古屋市条例第 46 号）により、事業者は事業系廃棄物の再利用を図ることにより、減量化に努めることが義務付けられている。

### 2) 建設廃材等

建設工事及び解体工事に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設廃棄物処理マニュアルー建設廃棄物処理ガイドライン改訂版ー」（財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター、平成 13 年）により、事業者の責任において適正に処理するとともに、運搬車両ごとにマニフェスト（集荷目録）を発行することが義務付けられている。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）により、事業者は再生資源を利用するよう努めるとともに、建設工事に係る建設資材廃棄物を再生資源として利用することを促進するよう努めることが義務付けられている。

## ③ 自然環境関係法令

### 1) 自然公園地域の指定状況

調査対象区域には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）及び「愛知県立自然公園条例」（昭和 43 年愛知県条例第 7 号）に基づく自然公園地域の指定はない。

### 2) 自然環境保全地域の指定状況

調査対象区域には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）及び「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）に基づく自然環境保全地域の指定はない。

### **3) 緑地保全地区の指定状況**

調査対象区域には、「都市緑地保全法」（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく緑地保全地区の指定はない。

### **4) 鳥獣保護区等の指定状況**

調査対象区域は、全域が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく特定猟具使用禁止区域になっている。

#### **④ 防災関係法令**

##### **1) 砂防指定地の指定状況**

調査対象区域には、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地の指定はない。

##### **2) 地すべり防止区域の指定状況**

調査対象区域には、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域の指定はない。

##### **3) 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況**

調査対象区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

##### **4) 災害危険区域の指定状況**

調査対象区域には、「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく災害危険区域の指定はない。

##### **5) 防火地域及び準防火地域の指定状況**

調査対象区域は、図 4-1-13 に示すとおり、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく防火地域もしくは準防火地域に指定されている。

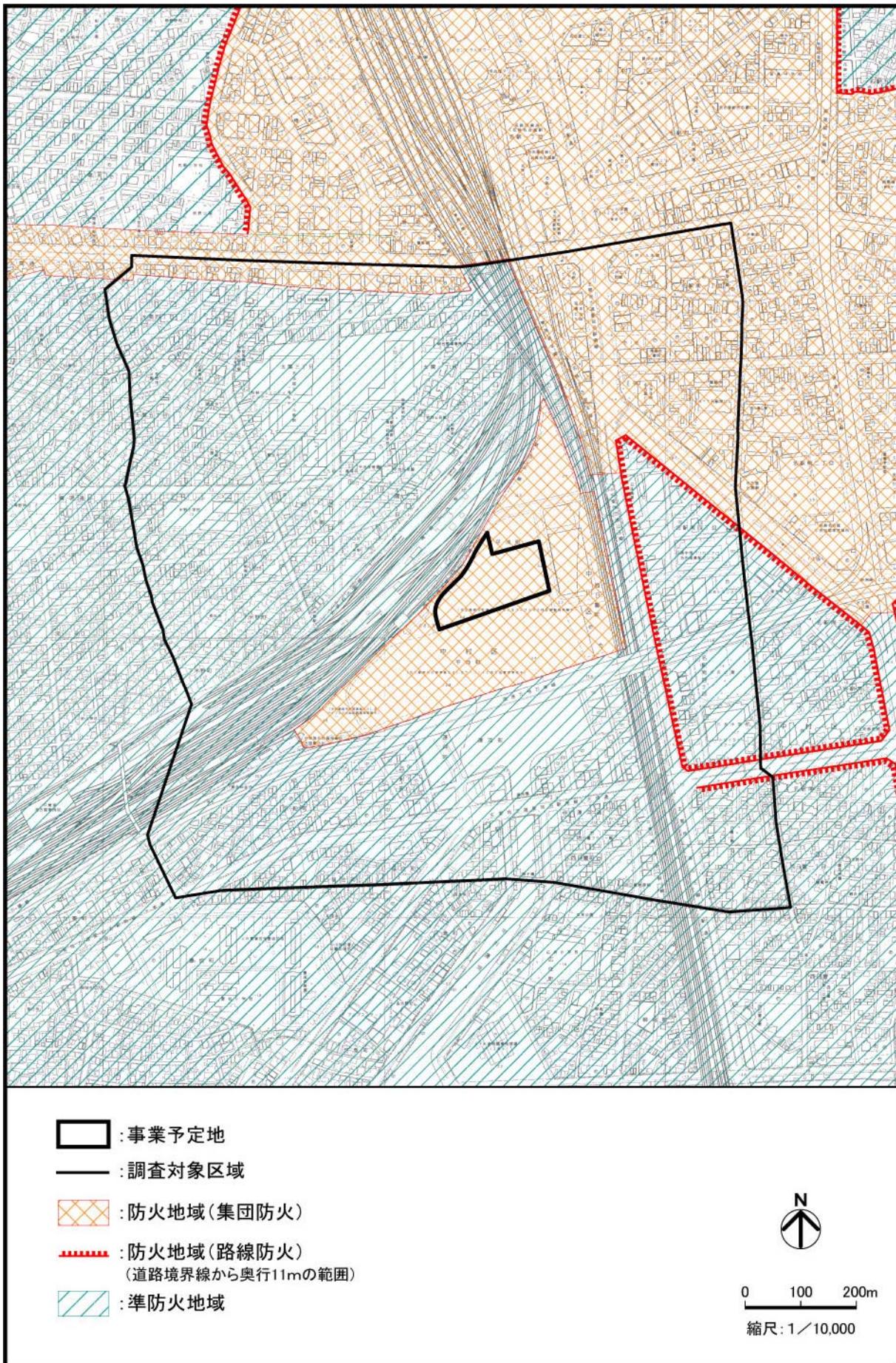


図 4-1-13 防火地域及び準防火地域指定状況図

## (7) 環境保全に関する計画等

### ① 愛知地域公害防止計画

愛知地域においては、昭和 30 年代後半からの高度経済成長に伴い深刻化した大気汚染、水質汚濁等の公害問題に対し、名古屋地域、衣浦・西三河地域及び東三河地域において、公害防止計画が策定されている。平成 3 年度には、これら 3 地域を一本化して愛知地域公害防止計画が策定され、平成 8 年度から 12 年度、平成 13 年度から 17 年度を計画期間とする諸施策が推進されてきている。

これに引き続き、愛知県は、平成 18 年度から 22 年度を計画期間とする新たな愛知地域公害防止計画を平成 18 年度に策定している。策定地域には、名古屋市をはじめ 9 市が含まれている。

本計画の目的は、大気汚染、水質汚濁及び騒音に係る環境基準の達成で、本計画の主要課題は、表 4-1-5 に示すとおりである。

表 4-1-5 愛知地域公害防止計画の主要課題（平成 18 年度～22 年度）

| 主要課題         | 内 容   |
|--------------|---|
| 都市地域における大気汚染 | 都市地域における二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダント等に係る大気汚染の防止を図る。   |
| 交通公害         | 国道 23 号等の主要幹線道路沿道における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等に係る大気汚染、騒音の防止を図り、また、東海道新幹線鉄道沿線における騒音、振動の防止を図る。                      |
| 都市内河川の水質汚濁   | 矢田川等水質汚濁の著しい河川の BOD に係る水質汚濁の防止を図る。<br>また、東海市内の水質汚濁の著しい河川の BOD に係る水質改善を図るため、環境基準の類型指定のない河川について類型指定を検討する。 |
| 油ヶ淵の水質汚濁     | 油ヶ淵の COD に係る水質汚濁の防止を図る。   |
| 伊勢湾の水質汚濁     | 伊勢湾の COD、全窒素及び全リンに係る水質汚濁・富栄養化の防止を図る。  |

### ② 愛知県環境基本計画

愛知県は、「愛知県環境基本条例」（平成 7 年条例第 1 号）に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する愛知県環境基本計画を平成 9 年 8 月に策定している。本計画は、その後の社会情勢の変化や環境の状況に的確に対応し、持続可能な社会の形成を着実に推進するために、平成 14 年 9 月に改定されている。

### ③ 名古屋市環境基本計画

名古屋市は、「名古屋市環境基本条例」（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための名古屋市環境基本計画を、平成 11 年 8 月に策定している。本計画は、その後の新たな環境問題や社会情勢の変化を踏まえて計画の見直しを進め、平成 18 年 7 月に第 2 次環境基本計画が策定され、市民・事業者・行政が連携して環境保全に取組むまちづくりをめざし、計画の期間は平成 22 年度としている。

第 2 次名古屋市環境基本計画の目標は、表 4-1-6 に示すとおりである。

表4-1-6 第 2 次名古屋市環境基本計画の目標

| 総合目標               | 個別目標           | 施策の方向   |
|--------------------|----------------|---|
| ともに創る<br>「環境首都なごや」 | 健康で安全な都市       | <ul style="list-style-type: none"><li>・健康で安全な生活環境の確保</li><li>・環境リスクの低減</li></ul>                |
|                    | 循環する都市         | <ul style="list-style-type: none"><li>・廃棄物対策</li><li>・交通・物流対策</li><li>・健全な水の循環</li></ul>        |
|                    | 人と自然が共生する快適な都市 | <ul style="list-style-type: none"><li>・快適なまちなみ</li><li>・自然とのふれあい</li><li>・自然環境保全と災害対策</li></ul> |
|                    | 地球環境保全に貢献する都市  | <ul style="list-style-type: none"><li>・地球温暖化防止</li><li>・地球環境問題への取組</li></ul>                    |

### ④ 名古屋市地球温暖化防止行動計画

名古屋市は、平成 9 年 11 月に開催された「気候変動名古屋国際会議」において、二酸化炭素総排出量を平成 22 年（2010 年）までに平成 2 年（1990 年）の水準から 10% 削減することに努めるという独自の目標を掲げた。また、京都議定書で削減対象とされた二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス 6 物質については、平成 13 年 3 月に具体的な行動計画「名古屋市地球温暖化防止行動計画」を策定し、平成 18 年 7 月に改定を行い、「第 2 次名古屋市地球温暖化防止行動計画」を策定している。ポイントは、「削減目標量を市民・事業者の主体別に提示」、「市の施策による行動促進の削減目標の明確化」、「6 つの重点施策の設定」等である。行動計画の削減目標は、下記に示すとおりである。

- ・名古屋市では、2010 年（平成 22 年）までに、市域内の二酸化炭素排出量を 1990 年（平成 2 年）を基準として 10% 削減する。
- ・二酸化炭素を含む温室効果ガス全体の排出量についても、2010 年までに、1990 年を基準として 10% 削減する。

ただし、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>については、基準年を 1995 年（平成 7 年）とする。

## **⑤ なごや水の環（わ）復活プラン**

名古屋市では、豊かな水の環（わ）がささえる「環境首都なごや」の実現を理念として、「①水循環機能の回復、②人にも生き物にもやさしい水辺や緑がある街づくり、③パートナーシップによる水の環の復活」の3つの基本方針を掲げ、「①豊かな地下水・湧水をとりもどす、②魅力ある水辺環境をつくる、③水と緑のネットワークをつくる、④みんなで水の環の回復にとりくむ」を4つの取り組みの柱として対策を進めている。

## **⑥ ごみ減量化・再資源化行動計画**

名古屋市では、平成6年6月に「ごみ減量化・再資源化行動計画」を策定し、その総合的な推進を図っている。また、平成12年8月からは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号）に基づき、紙製及びプラスチック製の容器と包装の資源収集を開始している。

一方、平成14年5月には、21世紀の「循環型社会」へと結びつけていくための「名古屋市第3次一般廃棄物処理基本計画」を策定している。この計画では、発生抑制を中心とした入口対策に重点を置き、施策を進めている。